

2025年10月改定のご案内

住まい

平素より東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、住宅向けの火災保険である「トータルアシスト住まいの保険」について、2025年10月1日以降始期のご契約より、以下の改定を実施します。

なお、以下の各項目は改定の概要を記載したものです。各項目の詳細および各項目以外の改定内容につきましては、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。

1.破損事故等における免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定

- 近年、破損事故等による保険金のお支払いが増加しており、高い水準にあります。

特に日常生活に伴う軽微な建物の損傷やテレビに関わる事故が増加しており、保険料水準の引上げにつながっています。

- 上記を踏まえ、より高額な修理費が必要となる事故からお客様をお守りし、火災保険を安定的にお届けし続けるため、破損事故等における免責事由(保険金をお支払いしない場合)について以下のとおり改定し、保険料を引き下げます。

図：破損事故等の保険金の推移

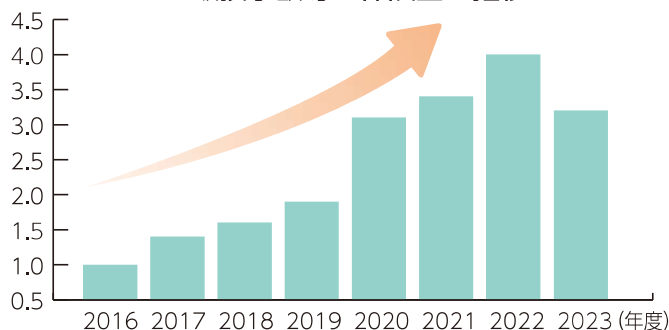


図:2016年度の水準を1とした場合の各年度の保険金の水準(弊社実績)

(1) 普通保険約款の免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定

保険の対象を「建物」とし、「破損事故等」を補償対象としているご契約において、普通保険約款の免責事由(保険金をお支払いしない場合)に規定している、「破損事故等」によって生じた特定の損害に、「保険の対象の建物^{*1}に生じた、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷の損害^{*2}」を追加します。

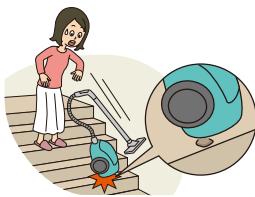
*1 門、塀、垣や外灯等の屋外設備装置、物置・車庫等の付属建物も含まれます。

*2 汚損の損害を除きます。

補償対象外となる事故例



家具を移動させる際に、リビングの床をこすり、傷がついた。



誤って物を落とし、階段がへこんだ。



子供が、リビングの壁に落書きをした。



家具を移動させる際に、壁に接触し、壁紙がはがれた。

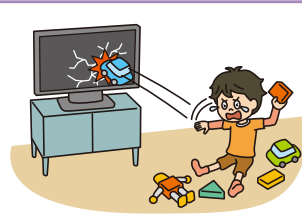
(2) 家財補償特約および設備什器補償特約の免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定

家財補償特約および設備什器補償特約の免責事由(保険金をお支払いしない場合)に規定している、「破損事故等」による損害の対象物に、「テレビ、デスクトップ型パソコンまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置およびこれらの付属品に生じた損害」を追加します。

補償対象外となる事故例



テレビ(またはデスクトップ型パソコンやディスプレイ)を移動させようとした際に落下して破損した。



子供が投げたおもちゃが当たって、テレビ(またはデスクトップ型パソコンやディスプレイ)が破損した。

2.その他の改定

項目	概要
自動継続方式*1のご契約の払込方法に関する規定の改定	2025年10月1日以降を満期日(更新日)とする「保険契約の自動的な更新等に関する特約(住まいの保険用)」がセットされたご契約において、初回契約締結時に設定した自動継続後のご契約の払込方法を保険期間中に変更することを可能とします。
「Web更新案内」の提供開始	更新のご案内について、書面ではなく東京海上日動マイページで確認する「Web更新案内」をご選択いただいた場合は、2025年10月1日以降を始期とする更新契約から、東京海上日動マイページ上で更新のご案内の提供を開始します。 ※一部のご契約ではご利用いただけません。 ※東京海上日動マイページ上で更新手続きはできません。
「変更手続き完了のお知らせ」のご提供方法の変更	「Web証券」をご選択いただいた場合は、「変更手続き完了のお知らせ」を原則東京海上日動マイページで閲覧いただく方式へ変更します。 ※一部の変更種類等においては、従来どおり書面でのご提供となります。

*1 「保険契約の自動的な更新等に関する特約(住まいの保険用)」がセットされたご契約の満期時に自動的に継続することをいいます。詳細は、パンフレット兼重要事項説明書をご確認ください。

【お知らせ】住まいの防災・減災情報に新たに大雪警戒アラートを追加します

災害の発生する可能性を事前に把握し、備えることで、自然災害等によるお住まいへの被害を防止したり、最小限に抑えたりすることが可能な場合もあります。

災害等による被害からお客様をお守りできるよう、被害の回避や軽減につながる情報をご提供します。

2025年冬季から、大雪に関する注意喚起情報(アラート)も追加しますので、ぜひご活用ください。



住まいの防災・減災情報

サービス対象者		東京海上日動マイページをご登録いただいている住まいの保険のご契約者 ※上記以外の方でメール配信をご希望の方はどなたでもご登録が可能です。 詳細は右記の弊社ホームページ(住まいの防災・減災情報)でご確認ください。	
ご提供する情報	【平時の備え】	防災・減災情報メール	豪雨や洪水、台風等の自然災害や日常生活における各種リスク(盗難・水濡れ等)による事故の未然防止・被害軽減策をメールでご提供します。
	【直前の備え】	水道管凍結警戒アラート(冬季)	水道管凍結のリスクが高まった際に水道管凍結の危険を知らせるアラートメールを配信します。*2
		大雪警戒アラート(冬季) NEW	大雪による家屋やカーポート等の被害リスクが高まった際にアラートメールを配信します。*2

*2 本メールでは、具体的な予防策を掲載した弊社ホームページのリンクもご案内します。

東京海上日動マイページアプリのダウンロードはこちらから



各種自然災害に関するリアルタイム情報を右記サイトで確認できます。
天気予報等ではあまり掲載されていない情報も確認できますので、ぜひご確認ください。



【お知らせ】

告知・通知事項である耐火基準について、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)特約火災保険のご契約カード等で「省令準耐火建物」であることを確認いただいた一部のご契約において、実際には「準耐火建築物」に該当するケースがあることが判明しました。

上記の確認方法で「省令準耐火建物」であることをご確認いただいたお客様は、お手数をおかけし誠に恐れ入りますが、代理店または弊社までご連絡いただきたく願います。なお、本件に関して、保険料や補償内容への影響等はございません。

Web約款・Web証券・Web更新案内のご案内

地球環境保護等の観点から、2024年10月1日以降始期契約より、「ご契約のしおり(約款)」「保険証券(保険契約継続証)」「次回更新時のご案内」について、Webで閲覧いただく方式をおすすめしていますが、書面での閲覧をご選択いただいた場合は書面を送付します。

※ご契約者が法人のご契約の場合や明細型契約の場合等一部のご契約は、「Web証券」・「Web更新案内」をご選択いただけません。

※「トータルアシスト住まいの保険」は、住まいの保険および地震保険のペットネームです。

※このチラシは、2025年10月に実施する住まいの保険の改定の概要を記載したものです。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

※更新前契約の保険期間が長期の場合は、このチラシに記載した改定内容以外の改定も合わせて適用する場合があります。詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 **0120-720-110**

受付時間:

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶



保険に関するお問い合わせは

東京海上日動ホームページ

保険に関するお問い合わせや
契約変更手続きのご案内はこちら ▶

www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/



お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp